

計画作成年度	令和7年度
計 画 主 体	青森県五所川原市

令和 8年 3月13日作成

五所川原市鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担 当 部 署 名 青森県五所川原市経済部農林政策課
所 在 地 青森県五所川原市字布屋町41番地1
電 話 番 号 0173-35-2111
F A X 番 号 0173-33-3657
メールアドレス nousei@city.goshogawara.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス、ニホンザル、アライグマ、ノウサギ、カルガモ、キンクロハジロ、スズガモ、ホシハジロ、クロガモ、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、アナグマ、ハクビシン、ヒヨドリ、ムクドリ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	青森県五所川原市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4～6年度平均）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積 (量)	被害額
カラス	果樹（りんご）、野菜（小玉すいか）	7.6a	304.0千円
ニホンザル	果樹（りんご、もも） 野菜（トマト、小玉スイカ、大豆、トウモロコシ、等）	5.4a	214.6千円
アライグマ	果樹（りんご、ぶどう）、 野菜（小玉スイカ、イチゴ、かぼちゃ）	7.7a	270.1千円
ノウサギ	果樹（りんご）		果樹（りんご）の新芽食害による開花量の減少や被害枝の剪定量が増加するなど農作業の負担となっている。
カルガモ	水稲	47.0a	33.3千円
キンクロハジロ、スズガモ、 ホシハジロ、クロガモ	ヤマトシジミ	29.03t	15,791千円
ツキノワグマ	果樹（りんご）	2.5a	104.7千円
ニホンジカ	—	—	—
イノシシ	—	—	—
アナグマ	—	—	—
ハクビシン	果樹（なし）、野菜（トウモロコシ、小玉スイカ）	3.3a	87.9千円
ヒヨドリ	果樹（りんご）	0.1a	6.6千円
ムクドリ	果樹（りんご）		被害は発生しているが実態は把握できていない
計	農産物	26.6a	1,021.2千円
	水産物	29.03t	15,791千円

(2) 被害の傾向

①カラス

被害を受けている主な品目はりんごで、5月頃から花芽の摘み取りや、果実に掛けた袋の剥ぎ取りを始め、6月以降は食害が発生している。また、小玉すいか等の野菜の食害も報告されている。被害発生区域は、山間部を中心に市内全域である。

②ニホンザル

被害を受けている主な品目は、りんごと野菜である。りんごの被害は、果実の食害が発生しているほか、袋の剥ぎ取りや枝折れ被害も見られる。野菜の被害は、トマトやかぼちゃ、トウモロコシ等の食害が発生している。被害は市内全域に及ぶが、旧五所川原市山間部、金木地区山間部、市浦地区が特に多い。

③アライグマ

被害を受けている主な品目は、果樹、野菜等多様である。小玉スイカの被害が最も多いが、りんごやぶどう、イチゴ等の食害も見られる。被害は市内全域に及び、住宅や建築物への侵入等、生活環境への被害も発生している。

④ノウサギ

積雪量が増加する2月～3月に、果樹（りんご）の新芽の食害が発生している。このことが収量減少の要因になっている。また、被害枝の剪定量が増大する等農家に作業負担が生じている。被害発生区域は旧五所川原地区山間部、金木地区山間部のりんご園である。

⑤カルガモ

被害を受けている主な品目は水稲で、田植え直後の5月初～中旬頃から、苗の抜き取りや攪拌による活着阻害が発生し、また、種モミや出芽苗のモミ部の食害や収穫期の稲穂の食害が発生している。被害発生区域は、平野部の水田など市内全域である。

⑥キンクロハジロ、スズガモ、ホシハジロ、クロガモ

渡り鳥として飛来し、11月から3月までのおよそ5ヶ月間にヤマトシジミの食害が発生している。被害発生区域は、漁業者が漁期に一般漁場から採取したシジミ成員の一部を放流（移殖）し、成長後の冬期間に水揚げを行う十三湖西岸の放流区である。

⑦ツキノワグマ

令和5年度にりんごの食害が初めて確認された。目撃情報は前田野目～飯詰地区の山間部や金木地区、市浦地区にて発生した。近隣市町の被害状況から、今後生息域や農林業被害が拡大していくものと思われる。

⑧ニホンジカ

農作物被害は確認できていないが、市内での目撃情報があることから、農林業被害が今後懸念される。

⑨イノシシ

農作物被害は確認できていないが、市内での目撃情報があることから、農林業被害が今後懸念される。

⑩アナグマ

平成30年度に当市毘沙門地区にて、つくねいもの食害が初めて確認された。

⑪ハクビシン

令和4年度に小玉スイカの食害が初めて確認された。被害は市内全域に及び、住宅や建築物への侵入等、生活環境への被害も発生している。

⑫ヒヨドリ

令和5年度にりんごの食害が初めて確認された。今後も農作物被害の増加が懸念される。

⑬ムクドリ

農作物被害が発生しているが、具体的な被害量が報告されていない。今後も農作物被害の増加が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

①カラス

指標	現状値 (令和4-6年度平均)	目標値 (令和10年度)
被害金額	304.0千円	212.8千円
被害面積	7.6a	5.3a

②ニホンザル

指標	現状値 (令和4-6年度平均)	目標値 (令和10年度)
被害金額	214.6千円	150.2千円
被害面積	5.4a	3.8a

③アライグマ

指標	現状値 (令和4-6年度平均)	目標値 (令和10年度)
被害金額	270.1千円	189.1千円
被害面積	7.7a	5.4a

④ノウサギ

指標	現状値 (令和4-6年度平均)	目標値 (令和10年度)
被害金額	—	—
被害面積	—	—

⑤カルガモ

指標	現状値 (令和4-6年度平均)	目標値 (令和10年度)
被害金額	33.3千円	23.3千円
被害面積	0.0a	0.0a

⑥キンクロハジロ、スズガモ、ホシハジロ、クロガモ

指標	現状値 (令和4-6年度平均)	目標値 (令和10年度)
被害金額	15,791千円	11,053.5千円
被害量	29.03t	20.32t

⑦ツキノワグマ

指標	現状値（令和４～６年度平均）	目標値（令和１０年度）
被害金額	１０４．７千円	７３．３千円
被害面積	２．５a	１．８a

⑧ニホンジカ

指標	現状値（令和４～６年度平均）	目標値（令和１０年度）
被害金額	－	－
被害面積	－	－

⑨イノシシ

指標	現状値（令和４～６年度平均）	目標値（令和１０年度）
被害金額	－	－
被害面積	－	－

⑩アナグマ

指標	現状値（令和４～６年度平均）	目標値（令和１０年度）
被害金額	－	－
被害面積	－	－

⑪ハクビシン

指標	現状値（令和４～６年度平均）	目標値（令和１０年度）
被害金額	８７．９千円	６１．５千円
被害面積	３．３a	２．３a

⑫ヒヨドリ

指標	現状値（令和４～６年度平均）	目標値（令和１０年度）
被害金額	６．６千円	４．６千円
被害面積	０．１４a	０．１a

⑬ムクドリ

指標	現状値（令和４～６年度平均）	目標値（令和１０年度）
被害金額	－	－
被害面積	－	－

⑭計

指標	現状値（令和４～６年度平均）	目標値（令和１０年度）
被害金額	農産物 １，０２１．３千円 水産物 １５，７９１千円	農産物 ７１４．９千円 水産物 １１，０５３．５千円
被害面積	農産物 ２６．６a 水産物 ２９．０３t	農産物 １８．６a 水産物 ２０．３t

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>五所川原市鳥獣被害対策実施隊により対象鳥獣の有害鳥獣捕獲（銃器）を行っている。</p> <p>ニホンザル・ツキノワグマ・ハクビシンについては、市職員による有害鳥獣捕獲（箱わな）も実施している。</p> <p>アライグマについては、五所川原市アライグマ被害防除実施計画書に沿って、捕獲従事者を養成し、住民による捕獲を推進するとともに、市職員による箱わなでの捕獲を実施している。</p>	<p>有害鳥獣は市町村の境界を越えて被害を及ぼす可能性があるため、周辺市町村と連携した対策を検討していく必要がある。</p>
防護柵の設備等に関する取組	<p>ニホンザルについて、令和元年度より農地への侵入防止対策として、電気柵の整備を実施している。</p> <p>また、生産者ごとに爆音機、防鳥テープ、テグス・網、ロケット花火等による追い払いを実施している。</p> <p>市としては、消費保安手帳を有する職員が、現場にて動物駆逐用煙火による追い払いを行っている。</p> <p>加えて、農家に対し動物駆逐用煙火消費保安教育講習会を実施している。</p>	<p>電気柵の設置にあたり、農地周辺の木を伐採する必要のある農地もあり、設置面積の増加には、生産者の理解と協力が必要である。</p> <p>また、生産者の生産意欲の減退を招かないように、生産者や地区住民が地域ぐるみで被害防止に取り組むような体制づくりが必要である。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>放任果樹や放置された収穫残渣等の鳥獣を誘因する原因の除去や、耕作放棄地等の鳥獣の隠れ場所の適正管理について生産者に啓発している。</p>	<p>空き家が鳥獣の隠れ場所となっている実態があり、空き家の適正管理が必要となっている。</p>

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会等の関係機関、生産者等と緊密な連携を図り、被害の状況に応じたより効果的な有害鳥獣捕獲等を検討・実施することによって、被害の軽減を図る。 ・ ニホンザルについては、雑木・雑草刈り払い等による緩衝帯の設置や、残渣の取り払いによる環境整備を行うなど、地域ぐるみの被害防止体制の構築を図る。 ・ ニホンザル等の被害が発生している農地へ、電気柵の設置を行う。 ・ 市職員等は県等が行う対策会議、研修会等に参加し、他協議会・他市町村の取組みに関する情報の収集、鳥獣被害防止に係る知識、技術の習得に努める。
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<ul style="list-style-type: none"> ・ 五所川原市は、関係機関や生産者等からの農作物被害発生状況及び生息情報を的確に把握する。また、引き続き五所川原市鳥獣被害対策実施隊を組織し、狩猟免許を所持し要件を満たす隊員を対象鳥獣捕獲員として指名し、有害鳥獣の捕獲等に従事させる。 ・ 特定外来生物であるアライグマについては、土地所有者及び関係機関等と連携し、五所川

原市アライグマ被害防除実施計画に基づき、箱わなによる捕獲を行い、被害軽減を図る。

- ・ハクビシンについては、土地所有者及び関係機関等と連携し、青森県の定める第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき、農林業被害防止に必要な場合、箱わなによる捕獲を行い、被害軽減を図る。
- ・農作物被害防止のためのニホンザルの捕獲は、箱わな又はライフル銃以外の銃を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な個体については、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。
- ・ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシの捕獲はわな又はライフル銃以外の銃を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
8年度 ～ 10年度	カラス ニホンザル アライグマ ノウサギ カルガモ キンクロハジロ スズガモ ホシハジロ クロガモ ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ アナグマ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> ・農協や漁協職員、担い手農家・漁家等を対象に、実施隊（猟友会）等による研修会の開催や情報提供に努め、新規の狩猟者の育成や、捕獲従事者の確保を図る。 ・現地調査による情報収集を行う。 ・被害農家及び農協職員等からの被害状況の聴き取りを基に、効果的な被害防止方法を検討する。 ・これまでに導入したニホンザル捕獲用箱わなの実績向上を図るため、他地域の優良事例をもとに効果的な捕獲方法を検討する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

捕獲については「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」及び「五所川原市アライグマ被害防除実施計画」に基づき、適正な捕獲を実施していく。

①カラス

捕獲実績は令和4年度が870羽、令和5年度が590羽、令和6年度が566羽であった。農作物被害は年によって変動があるものの、捕獲数は減少傾向にあるが、依然被害が続いており、さらなる被害を防ぐため今後も継続的な捕獲を実施することとし、捕獲計画数を700羽／年とする。

②ニホンザル

捕獲実績は令和4年度が32頭、令和5年度が39頭、令和6年度が21頭であった。年々目撃、被害情報が増加し、人馴れした危険な個体もいることから、着実に被害を軽減させるため、捕獲計画数は50頭／年とする。

③アライグマ

捕獲実績は令和4年度が18頭、令和5年度が5頭、令和6年度が9頭であった。年によって変動があるものの年々目撃情報及び捕獲数が増加しており、定着しつつある状況にある。活動が活発になり、被害が発生すると見込まれる5～11月頃に重点的に実施することとし、可能な限り捕獲する。

④ノウサギ

捕獲実績は令和4年度が1羽、令和5年度が5羽、令和6年度が7羽であった。ノウサギによる農作物被害はその年の降雪状況等により変動するが、近年はりんごを中心に食害痕の報告が増えるなど、今後の農作物被害増加が懸念されるため、2～3月頃の積雪時を中心に捕獲を実施する。捕獲計画数は50羽/年とする。

⑤カルガモ

捕獲実績は令和4年度が2羽、令和5年度が5羽、令和6年度が5羽であった。年によって変動があるものの依然被害が発生しており、継続的な捕獲を実施する。捕獲計画数は50羽/年とする。

⑥キンクロハジロ、スズガモ、ホシハジロ、クロガモ

捕獲実績は令和4年度が32羽、令和5年度が27羽、令和6年度が3羽であった。シジミの被害が大きいため被害量を着実に減少させるために積極的な捕獲を実施することとし、捕獲計画数は100羽/年とする。

⑦ツキノワグマ

これまで捕獲実績はないが、農林業被害を防ぐため、必要最小数を捕獲する。

⑧ニホンジカ、イノシシ

これまで捕獲実績はないが、地域への定着を防ぐため、予察捕獲を含めて可能な限り捕獲する。

⑨アナグマ

これまで捕獲実績はないが、農作物被害を防ぐため必要最小数を捕獲する。

⑩ハクビシン

これまで捕獲実績はないが、地域への定着を防ぐため、可能な限り捕獲する。

⑪ヒヨドリ・ムクドリ

これまで捕獲実績はないが、農作物被害を防ぐため、予察捕獲を含めて必要最小数を捕獲する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	8年度	9年度	10年度
カラス	700羽	700羽	700羽
ニホンザル	50頭	50頭	50頭
アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ノウサギ	50羽	50羽	50羽
カルガモ	50羽	50羽	50羽
キンクロハジロ スズガモ ホシハジロ クロガモ	100羽	100羽	100羽
ツキノワグマ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ニホンジカ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
イノシシ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
アナグマ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ハクビシン	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ヒヨドリ ムクドリ	必要最小数	必要最小数	必要最小数

捕獲等の取組内容

捕獲については「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」及び「五所川原市アライグマ被害防除実施計画」に基づき、対象鳥獣の被害に応じて、捕獲方法や捕獲場所を検討し、最も効果が期待できる方法で実施する。

【カラス】

被害の集中する農作物の播種期～収穫期である5月～11月に、市内全域で銃器（ライフル銃を除く）による捕獲を行う。

【ニホンザル】

被害の集中する農作物の播種期～収穫期である5月～11月に、市内全域で箱わな及び銃器による捕獲を行う。

【アライグマ】

箱わなによる捕獲を通年で実施するが、農作物が栽培されている5月～11月に、重点的に箱わなにより可能な限り捕獲を行う。

【ノウサギ】

積雪量が増加する2月～3月に銃器（ライフル銃を除く）による捕獲を行う。

【カルガモ】

被害の集中する田植期の5月～7月に、銃器（ライフル銃を除く）による捕獲を行う。

【キンクロハジロ、スズガモ、ホシハジロ、クロガモ】

被害が発生する飛来期の11月～12月に、銃器（ライフル銃を除く）による捕獲を行う。

【ツキノワグマ】

出没・目撃情報に併せて箱わなや銃器により必要最小数の捕獲を行う。

【ニホンジカ、イノシシ】

出没・目撃情報に併せて周辺の住環境等を考慮しながら、わなや銃器により可能な限り捕獲を行う。

【アナグマ】

箱わなによる捕獲を農作物が栽培されている5月～11月に、必要最小数の捕獲を行う。

【ハクビシン】

箱わなによる捕獲を通年で実施するが、農作物が栽培されている5月～11月に、重点的に可能な限り捕獲を行う。

【ヒヨドリ、ムクドリ】

出没・目撃情報に併せて周辺の住環境等を考慮しながら、果樹への影響が少ない5月～6月に、銃器（ライフル銃を除く）により必要最小数の捕獲を行う。また、7月以降は追払いを中心に行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

ニホンザルの捕獲は、箱わな又はライフル銃以外の銃を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な個体については、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシの捕獲は、わな又はライフル銃以外の銃を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対 象 鳥 獣
なし（権限移譲済み）	

4. 防護柵の設置に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整 備 内 容		
	8年度	9年度	10年度
ニホンザル ツキノワグマ	電気柵 3,000m	電気柵 3,000m	電気柵 3,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	8年度	9年度	10年度
ニホンザル	柵周辺の草刈等の適正管理を実施するように電気柵設置者に啓発する。 追い払い活動等の侵入防止策を講じるように生産者に啓発する。	柵周辺の草刈等の適正管理を実施するように電気柵設置者に啓発する。 追い払い活動等の侵入防止策を講じるように生産者に啓発する。	柵周辺の草刈等の適正管理を実施するように電気柵設置者に啓発する。 追い払い活動等の侵入防止策を講じるように生産者に啓発する。

5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

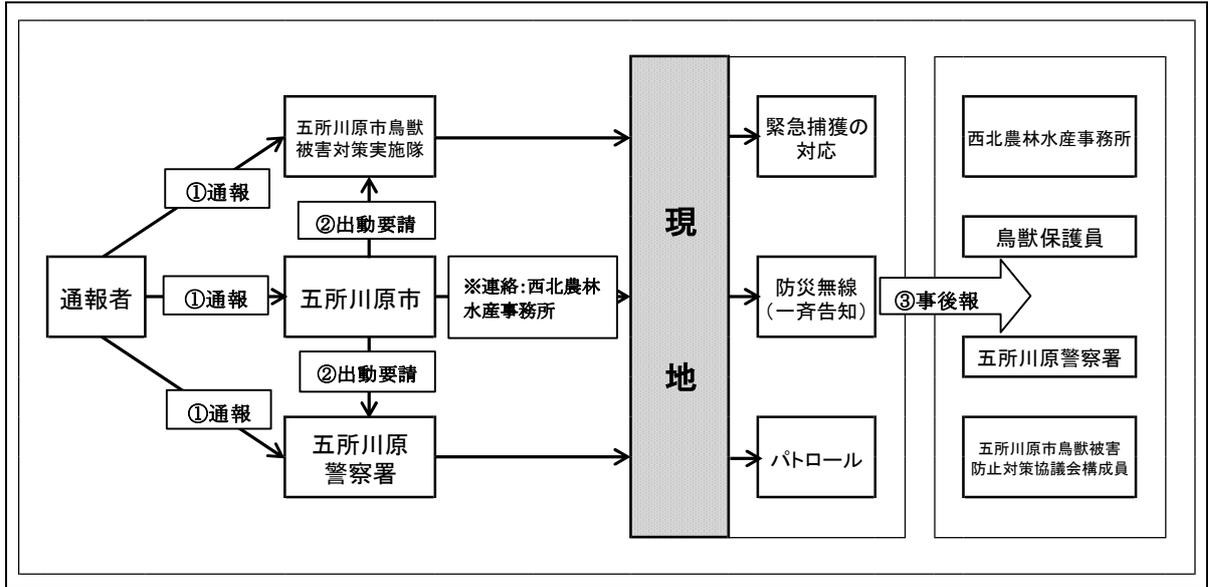
年度	対象鳥獣	取組内容
8年度 ～ 10年度	カラス ニホンザル アライグマ ノウサギ カルガモ キンクロハジロ スズガモ ホシハジロ クロガモ アナグマ ハクビシン ヒヨドリ ムクドリ	地域ぐるみで農地周辺の環境整備や放任果樹の除去等を実施するよう地域の体制を整備し、生産者を始めとする地域住民を啓発する。 また、生態、特徴について地域住民に提供し、捕獲協力体制を構築する。
	ツキノワグマ	市広報やホームページ、SNS、無線放送、看板等により出没情報の周知及び注意喚起を行う。
	ニホンジカ イノシシ	目撃情報を収集するとともに、住民への被害対策に関する啓発活動を行う。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
五所川原市経済部農林政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内担当各課と調整を図り、現地調査、被害状況把握及び防災無線等による市民への周知を行う。 ・ 県、警察、猟友会及び五所川原市鳥獣被害対策実施隊と連携した対応をとる。
五所川原警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場確認等、被害状況把握、必要によりパトロールの実施、銃器等取扱指導・助言
西北農林水産事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市に対する指導・助言、被害状況把握
五所川原市鳥獣被害対策実施隊 (一社) 青森県猟友会五所川原支部、 金木支部、中里支部、つがる支部)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地確認、緊急捕獲の対応
鳥獣保護管理員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣に関する指導・助言

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」及び「五所川原市アライグマ被害防除実施計画書」に基づき、適正に処理する。

なお、捕獲した鳥獣の処理体制は、市廃棄物担当部局と連携し、捕獲者や廃棄物処理業者等の関係者に周知する。

また、五所川原市鳥獣被害防止対策協議会の捕獲事業により捕獲された鳥獣は、協議会の構成員である五所川原市等が廃棄物の排出者として適正に処理することとする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

捕獲した対象鳥獣は、食品としての利用に適さない又は捕獲数が少なく食品としての利用促進が困難であるため、上記7のとおり適切に処理する。

また、その他の有効な活用も困難である。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	五所川原市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
青森県農業共済組合津軽支所	共済加入を推進し、農家が被害を受けたとき、その損害を補償することにより、農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資する。
ごしょつがる農業協同組合	対象地域を巡回し、営農指導、情報提供を行う。
つがるにしきた農業協同組合	対象地域を巡回し、営農指導、情報提供を行う。
十三漁業協同組合	対象地域を巡回し、漁業指導、情報提供を行う。
北津軽森林組合	対象地域を巡回し、対象鳥獣等の関連情報の提供を行う。
(一社)青森県猟友会五所川原支部	対象鳥獣関連情報の提供と五所川原市鳥獣被害対策実施隊隊員第1班を統括し、有害鳥獣捕獲の実施を行う。
(一社)青森県猟友会金木支部	対象鳥獣関連情報の提供と五所川原市鳥獣被害対策実施隊隊員第2班を統括し、有害鳥獣捕獲の実施を行う。
(一社)青森県猟友会中里支部	対象鳥獣関連情報の提供と五所川原市鳥獣被害対策実施隊隊員第3班を統括し、有害鳥獣捕獲の実施を行う。
(一社)青森県猟友会つがる支部	対象鳥獣関連情報の提供と五所川原市鳥獣被害対策実施隊隊員第4班を統括し、有害鳥獣捕獲の実施を行う。
五所川原市経済部農林政策課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。
西北農林水産事務所	オブザーバーとして協議会に参加し、対象鳥獣関連情報の提供、被害防止技術の指導・助言を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>五所川原市鳥獣被害対策実施隊を平成27年4月1日に設置。</p> <p>実施隊員は青森県猟友会各支部（五所川原・金木・中里・つがる）より推薦を受けた隊員で組織。各猟友会支部長を班長とする。隊員数は令和7年10月31日時点で65人である。</p> <p>実施隊の規模、活動内容は、別紙五所川原市鳥獣被害対策実施隊体制図参照</p>

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

対象鳥獣の捕獲等に関して、隣接する市町村や関係団体と連携を図っていく。

別紙

五所川原市鳥獣被害対策実施隊 体制図

